

立 川 市

第5次多文化共生推進プラン検討会議

提 言 書

令和6（2024）年11月

提言作成にあたり

多様性と包摂は、持続可能な地域社会を実現する上で、ますます重要な要素となっています。全国に先駆けて多文化共生の取組を進めてきた立川市が、さらなる推進を目指すことには多くの期待が寄せられています。本提言は、立川市が多文化共生社会のさらなる発展を図り、その推進に向けた具体的な道筋を示すために取りまとめたものです。

本提言書の作成にあたり、検討会議では多文化共生と地域社会が抱える課題や可能性について、計 5 回にわたり活発な議論を重ねました。委員の積極的な意見交換を通じて、「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」の 3 つを柱とし、それぞれに具体的な施策を示しています。

多文化共生の実現に向けた取組は、単なる外国人支援にとどまらず、地域全体の強化と発展をもたらすものです。換言すれば、それは多様な人々や団体・組織が相互に連携し、背景を超えてつながり合う社会の実現を目指す取組でもあります。共生をキーワードに、立川市が多様な人々や企業や行政を含めた団体・組織のつながりをさらに促進し、地域の一体感を育むことを心より期待しています。本提言がその一助となることを願ってやみません。

令和 6（2024）年 11 月

立川市第 5 次多文化共生推進プラン検討会議

会長 大 槻 茂 実

目 次

提言

1. 「コミュニケーション支援」について	P. 4
2. 「生活支援」について	P. 5
3. 「意識啓発と社会参画支援」について	P. 6
4. まとめ	P. 7
資料 1 立川市第 5 次多文化共生推進プラン検討会議設置要綱	P. 8
資料 2 立川市第 5 次多文化共生推進プラン検討会議	P. 9

～ 私たちからの提言 ～

様々な国の人々の多様な文化への理解を深め、
地域社会の一員としてつながりながら、
誰もが安心して生活できるまちづくりを進めることを求めます。

外国人を地域で生活する住民として受け入れ、互いに協力していくために、
国（総務省）の「地域における多文化共生推進プラン」の施策である「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」が重要と考え、この3つを柱に提言としてまとめました。



1. 「コミュニケーション支援」について

【現状・課題】

1. コロナ禍の影響が減少し、労働人口減少への対応や「出入国管理及び難民認定法」の改正などを受け、在住外国人は、今後も増加する傾向にあると思われる。令和 5（2023）年度に実施した立川市在住外国人アンケート調査の結果では、「日本語のコミュニケーション」に困っている外国人住民が多い状況が再認識されたため、日本語教育をさらに充実することが必要である。
2. 日本語教室のボランティアはコロナ禍等の影響を受けて減少していることから、日本語学習を希望する外国人が日本語教育を受ける機会を十分に確保するための体制を整備する必要がある。
3. 外国人の多国籍化に伴い言語も多様化しているため、スマートフォンのアプリをはじめ ICT を積極的に活用しながら、やさしい日本語を含む多言語での情報提供を進めていく必要がある。

【提言】

1. 一人ひとりの外国人が地域で自立し安心して生活できるように、地域の団体と連携し、日本語教室を拡充するとともに、より多様な日本語学習機会の提供について検討していくことを求めます。
2. 子どもから大人まで、希望する外国人に、日本語学習の機会を提供できる環境を整える必要があります。そのために、ボランティア入門講座の開催やボランティア向けの研修の充実等、人材の発掘、確保や育成に取り組むことを求めます。
子どもの日本語教育については、学校での生活から進路、その後の就職までかわり、広く長く支援していく必要があるため、コミュニケーション支援としてのみでなく、「生活支援」としても取り組むことを求めます。
3. 外国人の多国籍化・多様化に対応するため、国や東京都と連携するとともに、ICT を積極的、有効に活用し、多言語や「やさしい日本語」で情報発信していくことを求めます。特に、近年自然災害が増加しているため、災害に関する情報発信や避難所の案内をわかりやすく表記することなど、早急に検討・実施することを要求します。

2. 「生活支援」について

【現状・課題】

1. 外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な外国ルーツの子どもが増加しているため、外国人児童・生徒に対する日本語教育の体制をさらに充実、整備する必要がある。
2. 自然災害の激甚化や、大規模地震の発生が予測される中、外国人に対する災害についての意識啓発や防災情報の周知、発災時における対応・支援のあり方について検討を進める必要がある。
3. 在住外国人アンケート調査の結果から、「医療・病院」「税金・年金」に関する情報が必要と回答した人が多い状況であった。在住外国人の増加、滞在期間の長期化・定住化、家族帯同の増加が予測される中、外国人住民が医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービス等を適切に利用できるよう、多言語対応を図りながら、情報を提供していく必要がある。また、外国人が生活上で困ったことを気軽に相談できる体制が必要である。

【提言】

1. 日本語の支援が必要な外国人児童・生徒が、適切に日本語教育を受けられるよう、学校等と連携して取り組むことを求めます。また、多言語により、就学に関する情報提供や就学案内を行うことを求めます。
子ども日本語教室を継続して安定的に運営し、さらに地域的な偏りを解消できる体制を整えることを求めます。
2. 外国人が、災害に対する意識を向上し、支援の担い手としても活躍できるよう、自助・共助力を高めあう取組を求めます。特に、防災に関する情報を適切に届けるしくみや防災訓練への参加を促進する取組の検討を求めます。また、防災部門等との連携をさらに強化し、各種マニュアル等の整備・改善を通じて、避難所等でも外国人住民が地域の一員として安心して参画できる環境づくりを求めます。
3. 外国人が安心して地域で生活を送ることができるように、市ホームページなどを通して、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービス等の情報をわかりやすく発信することを求めます。特に、多言語ややさしい日本語での案内を強化するとともに、SNSの積極的な活用など、新たな周知方法を検討していくことを求めます。
既存の外国人相談窓口については、外国人が相談しやすい体制や、さらに効果的な運用等、あり方について検討することを求めます。

3. 「意識啓発と社会参画支援」について

【現状・課題】

1. 在住外国人アンケート調査の結果から、「地域の人と親しくしたい」と考えている人が多く、「外国人もくらしやすい立川市にするために必要なこと」として「日本人と交流できる場所」と回答した人が多い状況であった。外国人住民の孤立を防ぎ、地域社会を構成する一員として受け入れていくために、地域住民と交流する機会を創出することが必要である。
2. 在住外国人の増加、滞在期間の長期化・定住化、家族帯同の増加が予測される中、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取り組みを推進することが必要である。

【提言】

1. 外国人と地域社会のつながりをつくるため、地域で活動する様々な団体と連携しながら、外国人と日本人が交流する機会を創出することを求めます。
2. 多文化共生社会を実現するため、在住外国人アンケート調査の結果等により外国人のニーズや意識を把握し、外国人住民の意見を市政に反映させるしくみを構築することを求めます。



4. まとめ

生活者としての外国人が抱える課題は、教育、福祉、医療、労働など、様々な分野にわたっていることから、外国人が自立し安心して生活できる環境を整えるためには、広域の連携、地域の連携、市内の連携を促進することが必要です。

それと同時に、ともに地域で生活する住民として受け入れる側の市民の理解や、外国人が主体的に地域へ参加できる環境づくりも重要です。

立川市第5次多文化共生推進プラン策定においては、本提言を最大限尊重するとともに、多文化共生社会を実現するため、多文化共生推進にかかわる団体をはじめ、国や東京都、地域の諸団体、企業、学校、外国人住民等が協議する場を設置するなど、それぞれの強みを活かして連携・協働しながら、施策を推進していくことを求めます。



資料Ⅰ 立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議設置要綱

（設置）

第1条 立川市第5次多文化共生推進プラン（令和7年4月から令和12年3月までの5か年計画。以下「プラン」という。）の策定にあたり、市における多文化共生の展望を見据えながら、推進していくべきプランについて検討し、及びプランに掲げる施策について必要な事項を協議するため、立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1）プランへの提言に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 検討会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者 1人
- （2）公募市民（外国人） 4人以内
- （3）公募市民（日本人） 4人以内
- （4）関係市民団体等から推薦を受けた者 4人以内

3 前項第2号に掲げる外国人には、国籍法（昭和25年法律第147号）第4条第1項の規定により日本国籍を取得した者を含めることができる。

4 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は、会長が招集する。

2 検討会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開催することができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会議は、公開とする。ただし、検討会議の決定により、公開しないことができる。

5 検討会議は、原則として日本語により行うものとする。

（資料の提出等）

第6条 検討会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に資料の提出又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼及び記念品)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

資料2 立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議

委員構成

区分		氏名	所属団体等
学識経験を有する者	会長	大槻 茂実	東京都立大学 都市環境学部 准教授
公募市民		王 秀艶	
		北岸 一樹	
		黄 毓菁	
		関口 葉子	
		藤原 紀子	
		渡邊 斉子	
関係市民団体等から推薦を受けた者		上田 雅夫	特定非営利活動法人 立川災害ボランティアネット
		木下 究	立川国際友好協会
	副会長	倉八 順子	特定非営利活動法人 たちかわ多文化共生センター

(敬称略 区分ごとに五十音順)

検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和6(2024)年 5月16日(木)	・ 正副会長の選任 ・ 第5次多文化共生推進プランについて ・ 立川市の外国人の状況について ・ 第4期多文化共生推進委員会報告書について ・ 在住外国人アンケート調査報告書について
第2回	令和6(2024)年 7月9日(火)	・ 多文化共生の推進に向けて ・ 「地域における多文化共生推進プラン」について ・ 「東京都多文化共生推進指針」について ・ 多文化共生の施策について ・ 提言書について
第3回	令和6(2024)年 9月10日(火)	・ 第4次多文化共生推進プランの進捗状況について ・ 提言書について
第4回	令和6(2024)年 10月8日(火)	・ 提言書について
第5回	令和6(2024)年 11月12日(火)	・ 提言書について



立川市第5次多文化共生推進プラン検討会議提言書

令和6（2024）11月発行

発 行 立川市第5次立川市多文化共生推進プラン検討会議
（事務局：立川市市民生活部市民協働課）

住 所 立川市泉町1156番地の9

電 話 042-523-2111(代表)
